

浜田市新型コロナウイルス感染症対策 飲食店応援給付金

申請要領

【申請期間】

令和3年12月20日（月）～令和4年3月18日（金）

【問い合わせ先】

一般社団法人浜田市観光協会

住所：〒697-0022 浜田市浅井町 777-35

TEL：0855-24-1085

FAX：0855-24-1081

I 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する飲食店に対し、飲食店の営業の継続支援と、感染拡大防止対策の促進を目的とした給付金です。本申請要領をご確認いただき、申請くださいますようお願いいたします。

1. 対象者

市内に存する飲食店のうち、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度実施要綱に基づき、**島根県新型コロナ対策認証店に認証された飲食店を営む者**

※ただし、次のいずれにも該当しないこと

(ア) 認証店において営業を継続する意思がない者

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させている者

2. 給付額

1 認証施設につき、**定額 20 万円**

II 申請方法

郵送または窓口への提出により申請してください。

申請様式については、ホームページよりダウンロードください。

飲食店応援給付金 浜田市 検索

1. 郵送先・提出先

〒697-0022 島根県浜田市浅井町 777-35 浜田駅 2 階
一般社団法人 浜田市観光協会
TEL : 0855-24-1085

2. 申請期限

令和 4 年 3 月 18 日 (金) ※郵送の場合は消印有効

3. 提出書類

| 提出書類 | 備考 |
|---------------------|-------------------------|
| 応援給付金交付申請書兼請求書 | 様式第 1 号 (第 4 条関係) |
| 誓約書 | 様式第 2 号 (第 4 条関係) |
| 認証店に認証されたことが確認できるもの | 「島根県新型コロナ対策認証店」認証通知書の写し |
| 振込先の口座を確認できるもの | 通帳の写し |

Ⅲ 申請書記入方法

1. 応援給付金交付申請書兼請求書

様式第1号（第4条関係）

浜田市長 様

申請者

団体名
所在地
代表者名
(署名又は記名押印)

申請日を記入してください。

年 月 日

申請者は営業している法人又は個人について記入してください。
個人の場合は申請者個人の住所を記入してください。

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店
応援給付金交付申請書兼請求書

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金の交付を受けたので、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

また、市長が浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱第5条の規定により給付金の交付を決定したときは、下記のとおり給付金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

1 申請対象店舗について

| | |
|-----------------------|--|
| 店舗名 | |
| 住所 | |
| 島根県新型コロナ対策認証店 認証番号 | |

認証を受けた店舗名・店舗住所を記入してください。

2 交付申請額（請求額）

200,000 円

「島根県新型コロナ対策認証店」認証通知書内にある、認証番号を記入してください。

2. 誓約書

様式第 2 号（第 4 条関係）

申請日を記入してください。

年 月 日

浜田市長 様

申請者は営業している法人又は個人
について記入してください。
個人の場合は申請者個人の住所を記
入してください。

申請者

団体名
所在地
代表者名

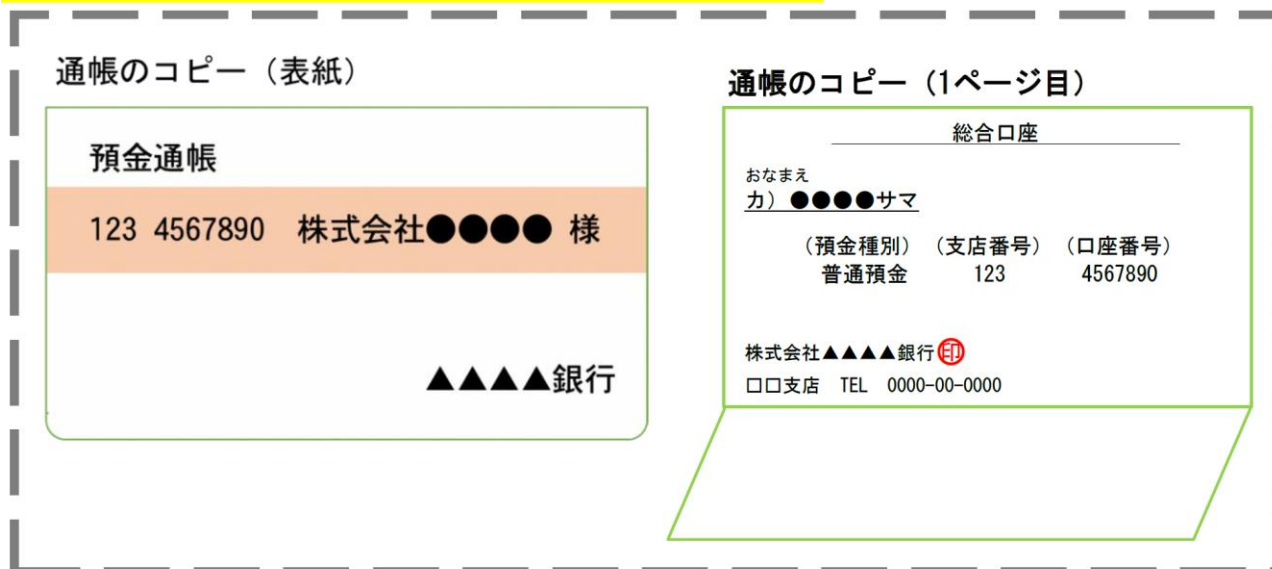
（署名又は記名押印）

誓約書

私は、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金の申請に当
たり、次のとおり誓約します。

- 1 給付金の交付決定を受けた後も、島根県新型コロナ対策認証店の認証を
受けた施設において営業を継続すること。
- 2 給付金の交付決定を受けた後も、当該認証に係る感染防止対策を誠実に
実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77
号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同
条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経
営に関与させていないこと。
- 4 給付金の交付決定を受けた日から起算して 6 月以内に、「島根県新型コ
ロナ対策認証店」認証制度実施要綱第 11 条の規定により認証を辞退した
場合は、給付金を返還すること。
- 5 給付金の交付決定を受けた日から起算して 6 月以内に、「島根県新型コ
ロナ対策認証店」認証制度実施要綱第 12 条の規定により認証を取り消さ

3. 振込先の口座を確認できる書類（通帳の写し）



IV 給付の決定等

1. 給付金の交付

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を決定し、通知書を送付します。（申請から概ね1週間程度）

給付することが適正でないと認められるときには、その理由を記載した不給付の決定を行い、通知書を送付します。

なお、交付決定（却下）通知書及び給付金の振込については、浜田市から行います。

2. 申請から給付までの期間

決定通知書の送付・・・申請から1週間程度

給付金の振込・・・申請から4週間程度

3. 給付金の返還

以下のいずれかに該当する場合は、給付金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

- (1) 本給付金の交付決定を受けた日から6ヶ月以内に認証を取り消された場合
- (2) 虚偽の申請やその他不正の手段により給付金の交付決定を受けた場合

4. 申請内容の調査

必要に応じて、申請内容について調査する場合があります。

認証店の認証について疑義が生じた場合には、島根県薬事衛生課へ照会します。

V 事務の流れ

